

○南相馬市公共調達等における市内優先発注及び市内製品等の優先活用に係る実施
要綱

令和8年3月30日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における公共調達等の執行に当たり、地元業者の育成及び受注機会の確保を通じて本市の地域経済の振興を図るため、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、地元業者への優先発注及び市内製品等の優先活用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達等 市が直接発注する公共調達のほか、市の指定管理施設に係る管理運営及び補助事業者等が本市に準じた措置を講ずる調達をいう。
- (2) 地元業者 市内業者及び準市内業者をいう。
- (3) 市内業者 南相馬市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、「主たる営業所」として建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けていること。）を有している事業者をいう。
- (4) 準市内業者 南相馬市内に支店又は営業所（以下「支店等」といい、建設工事にあつては、建設業法の規定による許可を受けた営業所であること。）を有し、本店等から年間委任状が提出され、請負契約の見積もり、入札、契約締結等に係る実質的な行為を行うなど一定の要件を満たす事業者をいう。ただし、別に定めるもののほか、従業者数以外の準市内業者の要件を満たし、かつ、当該支店等において5人以上の従業者数がある場合、当該事業者を市内業者とみなすことができる。
- (5) 市外業者 市内業者及び準市内業者を除く事業者をいう。
- (6) 元請 南相馬市元請・下請関係適正化指導要綱（令和4年南相馬市告示第29号）第2条第1項に定めるもののほか、市から直接業務を請け負った者をいう。
- (7) 下請 南相馬市元請・下請関係適正化指導要綱第2条第2項に定めるもののほか、あらかじめ市長が承諾した業務の一部の再委託を請け負った者をいう。
- (8) 市内製品等 市内の工場等で生産・製造・加工されたもの又は市内代理店等を仲介して販売しているものとする。
- (9) 補助事業者等 市が交付する補助金を受けて、補助事業等を行う事業者等をいう。

(準市内業者の要件)

第3条 準市内業者の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次の要件を満たし、事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が掲示されていること。
 - イ 建設工事業者にあつては、建設業法第40条に規定する標識が掲示されていること。
 - ウ 事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話等の通信機器）

が具備されていること。

エ 支店等設置後、工事の請負、物品の買入れその他の契約を指名競争入札の方法により締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の指定（平成18年南相馬市告示第3号。以下「入札参加資格」という。）に基づく申請書提出時点において1年以上の期間を経過していること。

(2) 次の要件を満たし、営業活動を行い得る人的配置（従業者数5人未満）がなされていること。

ア 建設の請負契約にあつては、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。

イ 設計等のうち、法令により技術者の配置が必要とされている業種にあつては、1人以上の技術者が配置されていること。

ウ 常駐する従業員がいること。

エ 本店等から支店等に対して契約権限について委任され、それを証する書面が市へ提出されていること。

(3) 常時、市の契約担当課と連絡がとれる体制となっていること。

(4) 本市に納付すべき法人市民税の納付実績があること。

2 前項に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支店等と認めないものとする。

(1) 配置人員が市外の本店等と兼務になっており、不在の状態が頻繁となっていると市長が認める場合

(2) 電話が常時、不在転送の状態になっている場合又は電話の単なる取次ぎを目的とした連絡員を配置している状態と市長が認める場合

3 市長は、前2項の要件を満たしていることを確認するため、必要に応じ、実態調査を行うことができるものとする。

（市が直接発注する公共調達）

第4条 市が直接発注する工事又は製造の請負、調査、測量、設計及び管理の委託、物品の購入その他契約に係る公共調達については、工事の請負、監督員を要する測量・建設コンサルタント等業務の委託、物品の買入れ（単価契約を含む。）、その他の契約に区分することとし、南相馬市財務規則（平成18年南相馬市規則第37号）及び入札参加資格のほか、入札契約の執行手続について関係法令を遵守するものとする。

2 工事の請負に係る入札契約の執行手続に当たっては、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる視点をもとに実施するものとする。

(1) 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格の名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。

ただし、市内業者だけでは競争性が確保できないとき又は技術的難易度の高い建設工事で市内業者のみで対応できないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の中から県内、県外の順に拡大するものとする。そ

の際、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げるものではない。

(2) 分離発注の活用

工事に対しての適切な業者の確保を図る視点を踏まえた上で、分離発注に努めることにより、市内業者の育成及び受注機会の確保を図るものとする。

(3) 特定建設工事共同企業体（特定JV）の活用

その工事の規模、難易度、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる大規模工事においては、市内業者の技術力の向上及び受注機会の確保を図るため、市内業者を構成員とした共同企業体を活用した発注に努めるものとする。

(4) 下請業者の選定における市内業者の活用

市内業者の活用は、地元雇用の創出、中長期的な担い手の確保及び地域経済の活性化に寄与するため、市外業者を対象とする大規模工事においては、工事内容を勘案した上で、施工に当たって可能な限り市内業者と下請契約を締結するよう、入札公告等に明記するよう努めるものとする。

(5) 発注時期の平準化及び計画的な発注

工事の発注時期が平準化されることで、市内業者の受注機会の拡大、担い手の確保及び経営の安定化が図られるため、発注時期の平準化に努めるものとする。また、適正な工期の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(6) 市内製品等の活用

公共工事の建設資材等について、可能な範囲で市内製品等の活用に努めるものとする。

3 測量・建設コンサルタント等業務の委託に係る入札契約の執行手続に当たっては、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる視点をもとに実施するものとする。

(1) 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格の名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。

ただし、市内業者だけでは競争性が確保できないとき又は技術的難易度の高い委託業務で市内業者のみで対応できないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の中から県内、県外の順に拡大するものとする。その際、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げるものではない。

(2) 計画的な発注

適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

4 前2項を除く入札契約の執行手続に当たっては、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる視点をもとに実施するものとする。

(1) 市内業者の受注機会の確保

入札参加資格の名簿に登録された者から、原則として市内業者を優先して選定するものとする。なお、一定の競争性が確保されると判断できる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。

ただし、市内業者だけでは競争性が確保できないとき又は技術的難易度の高い委託業

務で市内業者のみで対応できないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者、市外業者の中から県内、県外の順に拡大するものとする。その際、市内業者以外の者の全部又は一部をまとめて検討することを妨げるものではない。

(2) 市内製品等の活用

市が使用する物品の調達に当たっては、可能な範囲で市内製品等の調達に努めるものとする。

(3) 計画的な発注

適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(市内製品等の活用)

第5条 市長は、市が直接発注する公共調達において、市内製品等の優先活用に努めるものとする。なお、市内製品等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(指定管理者への協力要請)

第6条 市長は、第1条の趣旨を踏まえ、公の施設を管理運営する指定管理者に対して、次の各号について、可能な限り市に準じた措置を講じ、市内業者の受注機会の確保、地域住民の雇用及び資材等を調達する際の市内製品等の活用に配慮するよう協力を要請する。

(1) 管理業務の目的を損なわない清掃、警備等の業務で、あらかじめ市長が承諾した業務の一部を再委託において事業者を選定する場合

(2) 必要な管理運営業務に従事する職員を雇用する場合

(3) 必要な管理運営業務の中で、指定管理者が必要と認める資材等を調達する場合

(元請及び下請への協力要請)

第7条 市長は、第1条の趣旨を踏まえ、市が直接発注する公共調達の受注者である元請及び下請に対して、可能な限り市に準じた措置を講じ、市内業者の受注機会の確保、地域住民の雇用及び資材等を調達する際の市内製品等の活用に配慮するよう協力を要請する。

(補助事業者等への措置)

第8条 補助事業者等への必要措置について、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号）第6条第4項に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、市長が別に定める。

(随意契約の取扱い)

第9条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約の理由とはならないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年10月1日以後に締結する契約から適用する。

(従業者数の特例)

2 令和8年度に限り、第2条第1項第4号の「5人以上の従業者数」とあるのは「3人以

上の従業者数」とし、第3条第1項第2号の「従業者数5人未満」とあるのは「従業者数3人未満」とする。